

図表 現行制度と提言実現後の変化

		労働時間のデロゲーション	労働条件改定・設定	
過半数組合がある企業 ⇒労使協創協議制の設置不可	現行制度	例：企画業務型裁量労働制 ①別途労使委員会を設置する必要 ②適用対象が限定	労働協約締結（規範的効力あり）	事業場単位での就業規則作成
	提言実現後	①過半数労働組合の役員と企業担当者との組織が代替可 ②適用対象を拡大	労働協約の効力に変化なし	企業単位の就業規則作成可
過半数組合がない企業	現行制度	例：企画業務型裁量労働制 適用対象が限定	(少數組合代表以外に) 労働条件を改定できる組織なし	事業場単位での就業規則作成
	提言実現後	一定の条件のもと、労使協創協議制を設置した場合 (選択制、組織の設置は事業場単位)  適用対象を拡大	個々の社員を規律する 契約締結可、就業規則の合理性を推定 ※契約の単位は一定の要件のもとで企業単位で締結可	企業単位の就業規則作成可

企業においても、労働者と使用者が協議を通じて必要な労働条件の見直しを図ることは重要である。しかし、現在ある労働組合には有期雇用等労働者が参加していないことが少な

# 多様な働き方に対応する労働法制への転換を — 労使自治を軸とした労働法制に関する提言



芳井敬一  
よしい けいいち  
労働法規委員長  
大和ハウス工業社長



**小路明善**  
こうじ あきよし  
副会長／労働法規委員  
アサヒグループホー  
ディングス会長



富田哲郎  
とみた てつろう  
審議員会議長  
労働法規委員長  
東日本旅客鉄道会長

制である。また過半数労働組合がある企業での導入は想定していない。

労働組合のない企業の場合、賃金制度など、労働条件の設定・見直しにあたり労働者との集団的合意ができないためである。さらに、より厳格な条件のもとで、就業規則の合理性推定や労働時間制度のデロゲーションを認めることも検討対象になろう。この協議制の導入

労働者を含む全ての労働者から民主的手続きをより複数人を選出し、行政機関による認証書を取得し、必要十分な情報提供と定期的な協議を実施し、活動に必要な範囲での便宜供与などをを行うことなどが考えられる。また導入の効果として、労働者代表者と会社代表者との間で、個々の労働者を規律する契約を締結する権限を付与することが考えられる。労働組合がある企業では労働協約を締結できるが、

からずある。こうした状況を踏まえ、労働組合の組織化の促進や各社での様々な労使コミュニケーションの取り組みの強化を図りつつ、新たな集団的労使交渉の場となる「労使協議会」の創設を検討すべきである。例えば

直しを――という三つの基本的な視点が求められる。とりわけ、労使自治の推進にあたっては、

今後の企業と労働者に向けて

様々なコミュニケーション方法が普及しており、異なる事業場の意見を集約することが容易となっている。このため、過半数労働組合の有無にかかわらず、就業規則の作成や労使協定の締結、労使委員会の決議について、企業単位での手続きを可能にするべきである。

第2に、過半数労働組合がない企業の労使における意見集約や協議を促すための新たな法制度の創設である。過半数労働組合がない

の基本的視点の第2、「労使自治を重視し、法制度はシンプルに」の観点から、三つの制度見直しを求めている。

第1に、過半数労働組合がある企業を対象とする、労働時間規制のデロゲーション<sup>(達)</sup>の範囲拡大である。労使による十分な協議・合意十分な健康確保措置を条件として、労働時間規制のデロゲーションの範囲を拡大すべきである。例えば、現行法で限定的かつ厳格に定められている裁量労働制や高度プロフェッショナル制度の対象業務については、当事者である労使が議論し選択できる仕組みとするこ

## 労使自治を軸とした 労働法制に関する三つの提案

## 労使自治を軸とした 労働法制に関する三つの提案

長時間労働などで労働者が健康を害することがないよう、労働者の健康確保をこれまで以上に徹底していくことが前提となる。すでに労働組合と健康経営や働き方について話し合つたり、一定の労働時間を超えた場合には健康調査票の提出を求めたり、産業医による助言指導等を行うなど、法定基準を超える独自の健康確保措置に取り組んでいる企業もある。こうした取り組みをさらに広げていくことが重要である。

ノ：労使の集団的な合意により、各社の実態に応じて規制の  
36協定の締結が代表例

49 月刊 経団連 2024.3

2024・3 月刊 経団連 48